



❖ 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について ❖

医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が令和2年10月1日より施行されました。

■ 概要 ■

医療保険の被保険者証については、本人確認書類の1つとして用いることが可能になっておりますが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下、「被保険者等記号・番号等」という）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

■ 留意事項 ■


被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できな程度にマスキングを施すこと。

被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。

被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について/総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省
<https://www.jcci.or.jp/200708kokuchiyoukyuseigen.pdf>

※ 今月の豆知識 ※

～ 車のナンバーに使われていない『ひらがな』と『数字』  ～

車のナンバーで、発音しにくいとか、見間違える可能性があるというなどの理由で使われていない『ひらがな』と払い出されない『数字』があります。

■ 使用されないひらがな ■

- 『お』・・・ あ、す、む、と形が似ていて見間違える可能性があるため。『を』と同じ発音のため
- 『し』・・・ 死を連想させ縁起が悪いため
- 『へ』・・・ 屁を連想させイメージがよくないため
- 『ん』・・・ 発音がしづらいため

■ 使用されない数字 ■

下2桁が『42』と『49』のものは『死に』や『死苦』を連想させ縁起が悪いという理由で払い出されません。ただし、希望ナンバー制度で指定された場合は払い出されます。





赤松事務機株式会社
代表取締役 片松 保佳

『社長のつぶやき』

VOL.35

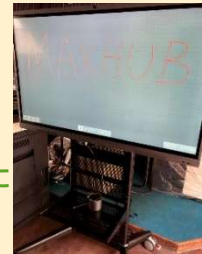
10月になりました。朝晩は少し肌寒くなってまいりましたが、日中はまだまだ暑く感じる事が多いですね。一日の温度差で体調を崩される方も多く聞いております。皆様はいかがお過ごしでしょうか？

今年は2月後半から現在までいわゆる「コロナ禍に対応した生活」を送っておりますので出張はほぼなくなっております。そのためZOOM・Teamsなどのアプリを使つてのリモート会議や打ち合わせを行っているのですが、そのたびに「人を直接会って話すことの大切さ」を感じてしまいます。リモート会議中に「これがリアルだったらどうだったろう？」「画面上の場所に実際座っていたら参加者にこういうことが聞けたのに（リモートでは聞きづらい…。）」「この集まりの空気感はどうだったろう？」などなど。1年前には全く予想出来なかった未来が現在進行形で存在しています。1年前では当たり前に行っていたことができなくなった今だからこそ「当たり前」にできていたことに対するありがたみを感じざるを得ません。起こってしまったこと過去は変えられませんが現状を踏まえて未来を良くしようと行動し、変化させることはできます。最近はそのことを考えながら今の置かれている環境にできるだけ感謝をして日々を過ごしています。

さて、先月号のつぶやきで告知しました「MAXHUB」社内機が入荷いたしました！！！！右側の2枚の写真は本体+スタンド（オプション品）を組立後の写真です。Win10を搭載しておりますのでネットサーフィンや普通のPCと全く同じでChromeもEdgeもサクサク動きます。タッチパネル方式ですので画面から入力できますが、USB・Bluetooth・WiFiにも対応していますので明日にでもBluetoothキーボードとマウスを買いに行こうと思います。そうすると完全に業務PCの使い勝手が実現です！！そして音がイイ！！10W×2 + 15Wのウーラー付きなのでyoutubeなどでJAZZを流すとそれだけでゴキゲンになります。また、ボードでの書き心地が抜群！スラスラ書けちゃいます！そして書いたものを簡単に保存・共有できます！写真のモデルは55インチですが、98インチまでのラインナップがあります。実際に皆様の会社にお持ちして触れていただくことも可能です。お気軽にお問合せ下さい(^^)



PCモードの画面です
WIN10の画面と全く同じです！
高性能マイク&カメラでリモート会議に最適！



ホワイトボードモードの画面です
書き心地は抜群です！！
(乱筆申し訳ございません)

IT用語

知っておいて損はしない！かも・・・

■ ハードウェアの安全な取り外し ■

USBメモリや外付けハードディスクなどの周辺機器は、パソコンからそのまま取り外すと、データが破損したり、パソコンや周辺機器に影響を与えたりする場合があります。安全にパソコンから取り外す場合、パソコンの電源がOFFになっている時か、「ハードウェアの安全な取り外し」を利用して機器を選択し、安全が確認されてから取り外します。

上記のように、これまでマイクロソフトは「ハードウェアの安全な取り外し」を使うことを推奨してきましたが、2019年4月2日にWindows10 October2018Update（バージョン1809）向けに公開したアップデートから、USB機器を取り外す際に「ハードウェアの安全な取り外し」の作業は不要とポリシーを変更しました。

これにより、USB機器などは「ハードウェアの安全な取り外し」を使わなくてもそのまま引き抜いてOKということになりますが、データが転送中に引き抜くとデータが破損する可能性があるため、きちんとデータの転送が終了してから引き抜くようにしてください。

弊社では、情報セキュリティ対策商品、UTM(統合脅威管理)等の取扱いをしております！
HPでも紹介しておりますのでぜひご覧頂ければと思います!!!
対策は早目にしましょう！

